

(別紙 1)

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

(ア) 山村振興法により振興山村地域に指定された、旧秋保村、旧広瀬村、旧大沢村、旧根白石村

(イ) 宮城県知事が指定する特認地域として次に該当する地域

a 農林統計上の中山間地域に該当する旧生出村

b 旧七北田村のうち8法指定地域に地理的に接する農用地

c 既成市街地等に該当せず、次の(a)から(c)に該当する農用地

(a) 農林業従事者割合が10%以上または農林地率が75%以上

(b) DID地区からの距離が30分以上

(c) 人口の減少率(平成17年～平成22年)が3.5%以上でかつ、人口密度150人/km²未満であること

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ロ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

勾配が、田で1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地で8度以上15度未満である農用地で、次の場合。

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合(この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限

る。)

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

緩傾斜農用地の耕作放棄又は集落の高齢化の進行が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率又は耕作放棄率が全国平均以上とする（高齢化率 30%以上、耕作放棄率：田 5%以上、畑（草地含む。）10%以上）

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

2 集落協定の共通事項

特になし

3 個別協定の対象者

認定農業者に準ずる者とは、

ア 年間農業従事日数が150日以上 of 基幹的農業従事者を有している経営体

イ 仙台市の平均経営規模以上の経営体

ウ 農業所得が百万円以上の経営体

4 その他必要な事項

(1) 耕作放棄地の復旧などについては、必要に応じて国、県の事業を積極的に導入するものとする。

(2) 現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要

ア 白木地区災害復旧事業の取扱いについて

災害復旧事業の工事年度及び復旧面積は以下のとおりである。

(ア) A=0.277 h a 平成 23～27年度